

養殖エコラベル審査員資格基準

(目的)

第1条 本規程の目的は、養殖エコラベルの認証機関に求める審査員の資格基準を明らかにし、審査員を任命する際の基準として用いることにある。

(審査員)

第2条 認証機関は、審査員を置く。

(認証機関の代表の責務)

第3条 認証機関の代表は、審査員の任命および契約についての責務を負う。

2 認証機関の代表は、審査員について以下の情報を毎年あるいは随時更新するものとする。

- (1) 氏名および住所
- (2) 組織における所属および地位
- (3) 学歴および専門的資格
- (4) 分野における経験および教育訓練
- (5) 審査実績記録および記録更新日付

(審査員の要件)

第4条 審査員は以下の各項目の要件を満たしていなければならない。若しくは、認証機関の長がこれと同等と認める資格、知識及び経験を有していなければならない。

1. 認証機関又はスキームオーナーが実施する研修にて、以下の講義課程を修了していること。研修実績は5年間有効。

(1) 生産段階審査員

- ア. FAO 養殖ガイドライン全般に関する科目
- イ. 養殖生産に関する科目
- ウ. 関連する ISO の規格（・ ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項。・ ISO/IEC17065 適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項。・ ISO/IEC 19011 マネジメントシステム監査のための指針）

(2) 流通加工段階審査員

- ア. FAO 養殖ガイドライン全般に関する科目
- イ. 流通加工に関する科目
- ウ. 関連する ISO の規格（・ ISO/IEC17065 適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項。・ ISO/IEC 19011 マネジメントシス

テム監査のための指針。ISO/IEC 22005 [飼料及びフードチェーンにおけるトレーサビリティシステムの設計及び実施のための一般原則及び基本要素事項に関する科目]

2. 以下のいずれかに該当する者

- (1) 生産段階審査員：学校教育法による大学もしくは高等学校以上の学校において水産物に関する授業科目の単位を 25 単位以上修得して卒業した者で、漁業・養殖業に 2 年以上従事した経験を有する者
- (2) 流通加工段階審査員：流通加工に関連する業務に 2 年以上従事した経験を有する者
- (3) 認証機関の長が、同等と認める組織（関係団体、国、地方公共団体、水産業の調査組織など）で、指導・調査・試験研究・調整などの業務に 2 年以上従事した経験を有する者。
- (4) 認証機関の長が、本スキームと同等レベルと認める他のスキームで審査員としてた経験を有する者

（倫理）

第 5 条 認証に関する業務を行う者は、心が広く分別があり、健全な判断力、分析力、粘り強さをもっていること、現実的に状況を把握し、広い視野から複雑な業務を理解していること、また組織全体における個々の部署の役割を理解する能力をもっていることが望ましい。

2 審査を行う者は、ISO/IEC 17021 適合性評価-マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項（付属書 D 望ましい個人の行動）を満たす者が望ましい。

（審査）

第 6 条 養殖エコラベルスキームオーナーが別途定めるチェックリストを使用し、生産段階審査又は流通加工段階審査を行うものとし、認証機関の指導、指示に基づき審査を実施する。

（報酬）

第 7 条 認証に関する業務を行う者の報酬は以下のとおりとする。

- 1 審査員には以下の報酬を支払う
時給換算 円とする。
- 2 交通費については実費、又は認証機関の定める規程による。
- 3 必要な場合、旅費宿泊費等の実費、又は認証機関の定める規程による。

（委任および契約）

第 7 条 審査員は、認証機関が定める宣誓書を認証機関の長に提出するものとする。上記以外の者が認証に関する業務に従事する場合は、認証機関が定める契約書を認証機関と取り交わす

ものとする。

(免責)

第8条 認証機関は、実地調査において発生した事故についてその責を負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、認証に関する業務を行う者に関して必要な事項は認証機関の長が別に定める。

(附則)

1. この規程は 2011年2月1日から適用する

改訂 2022年10月28日